平成30年度 利用者負担額(月額)【1号認定】

(新制度に移行した幼稚園、認定こども園)

【単位:円】

階層区分			教育標準時間(1号認定)			
			基本額		要保護世帯等(備考参照)	
生活保護世帯		Α	第一子 0	<u>第二子</u> 0	第一子	第二子
			0	0	基本額と同じ	
市民税非課税世帯		В	0	0		
市民税所得割非課税世帯		С	920	0	0	0
市民税所得割課税額	48,600未満	D	5,190	2,590	920	0
	51,500未満	Е	7,990	3,000	920	0
	56,600未満	F	7,990	3,000	920	0
	77,101未満	G	7,990	3,000	920	0
	211,201未満	Н	18,150	7,920	基本額と同じ	
	285,301未満	I	23,330	10,500		
	285,301以上	J	24,420	11,580		

備考

- 1 階層区分は、4月~8月は前年度の市民税額に基づく利用者負担額、9月~翌年3月は当年度の市民税額に基づく利用者負担額となります。切り替えのタイミングで保育料額が増減する可能性があります。
- 2 階層区分認定の基礎となる課税額には、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除を適用しません。
- 3 利用者負担額は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額から決定する場合があります。
- 4 支給認定保護者が監護する(面倒を見ており、通常必要な監督保護を行っている)年少から小学校3年生までの児童が、2人以上同時に、下記対象施設を利用している(同時入所要件を満たしている)場合、そのうち最年長の子どもを第一子、2人目の子どもを第二子、3人目以降の子どもを第三子とします。なお、第三子の利用者負担額は無料となります。

【対象施設】

- 小学校、認定こども園、幼稚園、保育所、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援等 5 平成28年度からの多子軽減制度の拡大により、以下の利用者負担額軽減を行います。
 - ・C~Gの階層区分では、備考4の、何人目かを決定する際の算定対象となる児童の年齢制限と同時入所要件を撤廃します。また、下記要保護世帯等に該当する場合は、前述の撤廃に加え、要保護世帯等料金が適用となります。

【要保護世帯等】

- ひとり親世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳のいずれかの交付を受けた者又は国民年金の障害基礎年金の受給者が同一生計に属する世帯
- 6 必要書類の提出がない、市民税の申告がないなど、市民税の課税額が確認できない場合は、最高階層(J)に て利用者負担額を決定します。